

第3回
会津美里町農業委員会定例総会

令和3年2月19日 金曜日 13時30分

会津美里町役場 本庁舎2階 203・204会議室

会津美里町農業委員会

第3回 会津美里町農業委員会定例総会 会議録

1. 日時 令和3年2月19日 金曜日 13時30分～14時20分

2. 場所 会津美里町本庁舎 2階 203・204会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 渡部 稔	
	2番 眞鍋 伸太郎	
	3番 村松 祐一	
	4番 諏訪 栄一	
	5番 野中 充	
	6番 松本 晋平	
	7番 佐藤 孝夫	
	8番 福田 真実	
	9番 柴崎 陽	
	10番 大井 豊記	
	11番 間舩 一男	
	12番 松本 吉弥	
	推進委員 本名 京子	
		推進委員 佐藤 和人
		推進委員 元木 博人
		推進委員 眞部 剛
		推進委員 齋藤 仁
		推進委員 山田 幸市
		推進委員 佐藤 健一
		推進委員 山内 栄一
		推進委員 佐々木 宏光
		推進委員 山内 祐太郎
	農業委員 12名出席／12名	
	推進委員 1名出席／10名	
4. 議事録署名人	7番 佐藤 孝夫	8番 福田 真実

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	金子 吉弘
事務局次長	立川 昇
係長	田邊 実千代
主事	廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局 長 会議の前に、ご報告いたします。全ての委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告申し上げます。

事務局 長 それでは、ただ今から、第3回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

(松本会長 挨拶)

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
7番 佐藤孝夫 委員、8番 福田真実 委員の両君を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、議事に入ります。

【農地法第3条関係】

議長 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号34番、譲渡人、譲受人。
申請農地は、佐賀瀬川字黄葛葵1820番 畑 188㎡でございます。申請事由は、譲渡人は所有権移転登記のためということですが、これは、2人の先代において既に農地交換がされていたところ、この土地だけが所有権移転されていなかったものです。今般、相続登記をした際に判明したので、双方届出するものです。譲受人は経営規模拡大のためです。移転時期は許可日以降で、価格は無償でございます。権利設定移転の別は所有権移転、経営状況は記載のとおりとなります。

受付番号35番、譲渡人、譲受人は。
申請農地は 字高田道上2746番1 外1筆 田 合計1,835㎡であります。申請事由としては、譲渡人が農業廃止のため、譲受人が相手方要望のためであります。価格は10アール当たり200,000円です。この価格設定であります。今回、譲渡人が農業を廃止したいと依頼したためでありまして、両者合意の金額となっております。権利設定移転の別は所有権移転で、経営状況については記載のとおりです。

受付番号36番、譲渡人、譲受人。
申請農地は、穂馬字家廻り乙250番1 畑 135㎡であります。申請事由としては、譲渡人が高齢化による経営縮小のため、譲受人が経営規模拡大であります。移転時期は許可日以降であり、価格は10アール当たり750,000円となっております。この金額でございますが、換算した金額となりまして、1筆101,250円ということで、1筆100,000円程度でよいだろうと両者合意したものです。権利設定移転の別は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。以上です。

議長 以上で説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
受付番号34番から36番について質疑を求めます。

村松委員 受付番号35番の譲受人の さんですが、職業が農業となっておりますが、これでよろしいのでしょうか。

議 長 以上で説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
受付番号 37 番について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 37 番につきましては原案のとおり許可することに決定いたしました。

— 本名委員 着席 —

議 長 本名委員に申し上げます。当該案件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、次に受付番号 38 番を審議いたします。
受付番号 38 番につきましては松本晋平委員が関係しておりますので、
会議規則第 11 条の規定により、松本晋平委員は一時退席願います。

— 松本晋平委員 一時退席 —

議 長 それでは、受付番号 38 番について、事務局より説明願います。

事務局次長 受付番号 38 番、譲渡人 、譲受人 。
申請農地は 福重岡字螺ノ宮 2 番 外 2 筆 田 4,972 m²であります。申請事由としては、譲渡人が農業廃止のため、譲受人が相手方要望のためであります。移転時期は許可日以降でありまして、価格は 3 筆合計で 1,000,000 円となっております。10 アールあたりに換算しますと、201,126 円となります。権利設定移転の別は所有権移転で、経営状況については記載のとおりです。

議 長 以上で説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
受付番号 38 番について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 38 番につきましては原案のとおり許可することに決定いたしました。

— 松本晋平委員 着席 —

議 長 松本委員に申し上げます。当該案件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

農用地利用集積計画 【所有権移転】

議 長 次に、議案第 11 号 農用地利用集積計画の意見を求める件についてを審議いたします。

初めに、所有権移転について審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 11 番、移転する者 、移転を受ける者 。
移転農地は、旭寺入字寺入 163 番 畑 1,434 m²。価格は 10 アールあたり 200,000 円でございます。経営状況は記載のとおりです。あっせん会議を実施しております。

受付番号 12 番、移転する者 、移転を受ける者 。
移転農地は、字新道西 24 番 田 1,948 m²。価格は 10 アールあたり 400,000 円でございます。経営状況は記載のとおりです。あっせん会議を実施しております。

受付番号 13 番、移転する者 、移転を受ける者 。
移転農地は、旭寺入字寺入 191 番 外 1 筆 畑 3,950 m²。価格は 10 アールあたり 70,000 円でございます。経営状況は記載のとおりです。あっせん会議を実施しております。

なお、受付番号 11 番と 13 番は同じような畑に関する売買でございますが、11 番の方は、受け手の が希望してあっせんが始まっているものであります。13 番につきましては、出し手の の方から買ってくれないかとい

うことで申し入れたものであります。また、条件についても若干異なっているためこの価格となっております。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。

本件については、あっせん会議を行っておりますので、出席委員より報告を求めます。受付番号 11 番及び 13 番について、松本晋平 委員より報告を求めます。

松本(晋)委員 受付番号 11 番については、令和 3 年 1 月 12 日に、会津美里町本庁舎 2 階 203 会議室においてあっせん会議を行いました。

出席者は、村松祐一 委員と私、事務局次長、出し手の さん、受け手の さんであります。

初めに、 さんから受け手としてあっせん受付簿への登載申し出がありました。

さらに、 さんから、地域の担い手に譲渡したいので、条件等についてあっせんをお願いしたい とあっせんの申し出がありました。そこで、双方の条件を確認したところ、 さんについては、高田地域で、約 13.2 ヘクタールの農地について、水稻を中心とし、野菜や蕎麦などを複合的に経営しており、あっせん基準も満たし、譲渡先に最適であるので、選定調書をもって選定しております。

価格につきましては、双方より希望額が提示されておりましたので、双方の条件が満たされる妥当な額について聞き取りました。あっせん委員としても、農地の場所・利用状況・形状等を聞き取りし、意見を述べました。あっせんの結果、双方納得したため、畑について 10 アール当たり 200,000 円で合意に至りました。

受付番号 13 番については、令和 3 年 2 月 3 日に、会津美里町本庁舎 2 階 203 会議室においてあっせん会議を行いました。

出席者は、村松祐一委員と私、事務局次長、出し手の さん、受け手の さんであります。

初めに さんから、受け手としてあっせん受付簿への登載申し出がありました。

さらに、 さんから、地域で集積している方に譲渡したいと考えているが、金額などの条件等についてあっせんをお願いしたい

とあっせんの申し出がありました。そこで、双方の条件を確認したところ、 さんについては、高田地域で、約 13.2 ヘクタールの農地について、水稻を中心に、野菜や蕎麦などを複合的に経営しており、あっせん基準も満たし、譲渡先に最適であるので、選定調書をもって選定しております。

価格につきましては、出し手より話し合いでの希望が、受け手より希望額が提示されておりましたので、双方の条件が満たされる妥当な額について聞き取りました。

あっせん委員としても、農地の場所・利用状況・形状等を聞き取りし、意見を述べました。

あっせんの結果、双方納得したため、畑について10アール当たり70,000円で合意に至りました。以上よろしく願いいたします。

議 長 続きます。受付番号12番について、本名京子 委員より報告をお願いいたします。

本名委員 令和3年1月26日に、会津美里町本庁舎2階庁議室においてあっせん会議を行いました。出席者は、渡部稔 委員と私、事務局次長、出し手の さんの代理人 さん、受け手の さんであります。

初めに、 さんから、受け手としてあっせん受付簿への登載申し出がありました。さらに、 さんから、離農したい、地域の担い手に集約をしてほしいので譲渡をしたい、については、あっせんをお願いしたいとあっせんの申し出がありました。そこで、双方の条件を確認したところ、

さんについては、高田地域において、約19ヘクタールの農地について水稲を中心として、さらにアスパラなどの野菜も含めた複合経営をしており、当該地の耕作者でもあります。あっせん基準も満たし、譲渡先に最適であるので、選定調書により選定しております。

価格につきましては、双方より希望額が提示されておりましたが、価格については譲歩をしたいと出し手より申出があり、双方の条件が満たされる妥当な額について聞き取りました。

あっせん委員としても、収量・水利・ほ場の形状等を聞き取りし、意見を述べました。あっせんの結果、双方納得したため、田について10アール当たり400,000円で合意に至りました。以上よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。
議案第11号の所有権移転について、質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し、計画妥当と意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 11 号は原案のとおり計画妥当の意見を付すことに決しました。

農用地利用集積計画 【利用権設定】

議 長 次に、議案第 11 号 農用地利用集積計画の意見を求める件についての利用権設定を審議いたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。それでは、受付番号 165 番から 190 番について、質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 それでは、受付番号 191 番から 199 番については、新規法人の案件でありますので、事務局より説明をお願いします。

事務局次長 法律によりまして、法人が新たに農地を取得や借入等をする場合につきまして、審査するということになっておりますので、審査いたしました。法人名は、本籍は氷玉字上小松乙 399 番地であります。設立は令和 3 年 1 月 8 日、目的につきましては、農畜産物の生産加工販売ほかそれに付随する事業、農業、民泊、体験農園等々であります。業務執行役員が 3 名おりました、そのうち代表が さんとして設立したものであります。経営農地は関山を中心に利用権設定により確保するということで、集積計画が提出されました。農地法第 3 条の規定による 50 アールも超えまして、さらに第 6 条の 2 の規定によりまして、解除条件付き貸借法人としての資格を有すると判断できましたので、今回意見を求めるものです。以上です。

議 長 それでは、受付番号 191 番から 199 番までの質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり確認し、計画妥当と意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 11 号の利用権設定については、原案のとおり計画妥当の意見を付すことに決しました。
これをもって議案の審議を終了いたします。

【相続による農地の取得 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第 9 号から第 13 号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第 9 号につきましては、相続による農地の取得でございます。5 件の届出が提出されております。いずれも相続による農地の取得でございますので、内容については説明を省略したいと思います。

【農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による届出について】

事務局次長 報告第 10 号につきましては、200 m²未満の農業用施設を設置する場合の届出案件です。

受付番号 4 番 申請人 さん 農業で、
申請農地は、下堀字村東 125 番 1 田 2,429 m²の内 188.5 m²、
転用事由は農業用倉庫です。
着工及び完成は、受理日以降、令和 3 年 3 月 31 日です。
建築物の名称及び面積は記載のとおりです。

受付番号 5 番 申請人は で、

申請農地は藤家館字領家 578 番 田 2,842 m²の内 41 m²、
転用事由は農機具格納庫です。
着工及び完成は、受理日以降、令和 3 年 2 月 28 日です。
建築物の名称及び面積は記載のとおりです。

受付番号 6 番 申請人は 〃 で、申請農地は、穂馬字家廻り乙
250 番 1 畑 135 m²の内 30 m²、転用事由は農業用倉庫です。
着工及び完成ですが、追認案件であり、既に現存するものです。これは、現地
に 40 年以上前に設置されたものですが、当時届出がされていないことが今般
判明したために、追認案件として提出されたものです。建築物の名称及び面積
は記載のとおりとなっております。

受付番号 7 番、申請人は 〃 で、申請農地は、穂馬字家廻り乙
233 番 1、234 番 1 畑 341 m²の内 73.3 m²、転用事由は農業用倉庫です。
着工及び完成は、追認案件であり、既に現存するものです。これは、現地に 50
年以上前に設置されたものですが、当時届出がされていないことが今般判明し
たために、追認案件として提出されたものです。建築物の名称及び面積は記載
のとおりとなっております。

【許可の条件を履行したことの証明書の交付について】

事務局次長 これは、過去に転用許可を得まして、現地は許可条件を履行して転用をした
ものの、許可証を紛失したために登記ができないので、証明を申請されたもの
です。

受付番号 4 番 申請人は 〃 で、申請地は字鹿島 3068 番 1 外 5
筆、場所は高田地域のスーパーかねかの敷地であります。そのほかは記載のと
おりでございます。

受付番号 5 番 申請人は 〃 の成年後見人 〃 で、申請地は勝
原字大連寺 6 番、場所は竹原のカントリーエレベーターの敷地となっております。
そのほかは記載のとおりでございます。

【合意解約について】

事務局次長 続きまして、報告第 12 号につきましては、それぞれの事由により合意解約
したものの報告であります。受付番号 32 番から 35 番につきましては、1 月の
定例総会で、中央地区の耕作者の配分変更について報告しましたが、その解約
分となっております。受付番号 36 番から 37 番については、中間管理機構を通

して賃貸借していたものを双方が解除するものです。受付番号 38 番、39 番につきましては、借受人の変更でございます。受付番号 40 番につきましては、貸借関係は変わりませんが、中間管理機構を通した契約に変更するため、一旦解約するものです。受付番号 41 番、42 番につきましては、先ほどご説明しました への借受人変更のための解約でございます。受付番号 43 番、44 番につきましては、売買のため解約するものでございます。

【農用地利用配分計画案への意見について】

事務局次長 続きます。報告第 13 号につきましては、合意解約の受付番号 39 番の分が解約になりまして、耕作者が さんに変更になるということへの意見であります。これについては、原案のとおり異議なしとの意見を付しております。以上であります。

議 長 以上で説明が終わりました。
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者 以上をもちまして、第 3 回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

《 14 : 20 終了》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 _____ 印

会議録署名人 _____ 印

会議録署名人 _____ 印